

三重県立ゆめドームうえのの利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県立ゆめドームうえの(以下「ゆめドーム」という。)の利用に関し、三重県立ゆめドームうえの条例(平成9年三重県条例題57号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第14条に基づき利用許可を受けようとする者は、ゆめドームの管理棟受付にて、ゆめドームの指定管理者(以下「管理者」という。)へ三重県立ゆめドームうえの利用許可申請書(様式第1号)を2部提出しなければならない。ただし、軽運動室の利用許可を受けようとする者は、三重県立ゆめドームうえの軽運動室利用許可申請書(様式第2号)を、トレーニング室の利用許可を受けようとする者は、三重県立ゆめドームトレーニング室利用許可申請書(様式第3号)をそれぞれ2部提出するものとする。

2 前項の申請書の申込期間は、次のとおりとする。ただし、伊賀市及び伊賀市が加盟する実行委員会が主催する事業で利用するときは、この限りではない。

施設等の区分	内 容		申 込 期 間
第一競技場 第二競技場	アマチュアスポーツまたはレクリエーションで大会、講習会以外の目的で使用する場合	午前9時から午後5時まで	2月前から利用する時間まで
		午後5時から午後10時まで	2月前から3日前まで
会議室	競技場と併用する場合		12月前から利用する時間まで
	会議室単独で使用する場合	午前9時から午後5時まで	2月前から利用する時間まで
		午後5時から午後10時まで	2月前から3日前まで
トレーニング室	午前9時から午後5時までの間に利用する場合		2月前から利用する時間まで
	午後5時から午後10時までの間に利用する場合		2月前から3日前まで
軽運動室	貸切以外で利用する場合	午前9時から午後5時まで	2月前から利用する時間まで
		午後5時から午後10時まで	2月前から3日前まで
上記以外の場合			12月前から2月前まで

(利用許可書)

第3条 管理者は、ゆめドームの利用を許可したときは、前条第1項の申請者には、納期限を記入した納入通知書を添付し、三重県立ゆめドームうえの利用許可書(様式第4号。以下「利用許可書」という。)を交付する。ただし、トレーニング室の利用を申請した個人には、三重県立ゆめドームうえのトレーニング室利用券(様式第5号)の交付をもって、利用許可書に代えるものとする。

(利用料金の納入)

第4条 条例第19条に基づき、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、前納を原則とし、前条の納期限に従い利用予定日までに納付書で利用料金を払い込むものとする。ただし、管理者が全部又は一部の後納、あるいは現金による納入を認める場合はこの限りではない。

(許可事項の変更)

第5条 利用者は、利用の許可を受けた事項について、変更しようとするときは、利用の日までに三重県立ゆめドームうえの利用変更許可申請書(様式第6号)2部に利用許可書を添えて提出し、管理者の許可を受けなければならない。

2 利用者は、前項に規定する申請をする場合において、利用の日を変更しようとするときは、前項の規定にかかわらず、利用の日の3日前までに提出しなければならない。ただし、再度の利用の日の変更は許可しない。

3 前二項に規定する申請があった場合は決定及び通知については、第3条の規定を準用する。

(利用の取り消し)

第6条 利用者は、利用の許可を受けたゆめドームの施設又は設備の利用を取り消そうとするときは、三重県立ゆめドームうえの利用取消届(様式第7号)に利用許可書を添えて、速やかに管理者に提出しなければならない。

(施設等の変更)

第7条 利用者は、ゆめドームに特別の施設若しくは設備を設け、又はゆめドームの施設若しくは設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ三重県立ゆめドームうえの施設変更許可申請書(様式第8号)を提出し、管理者の承認を受けたときは、この限りではない。

(現状の回復義務)

第8条 ゆめドームを利用するための準備及び利用を終了したときの原状回復は、利用者が行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第17条の規定により、利用の許可を取り消され、若しくは利用を中止させられたとき、又は前条のただし書の規定によりゆめドームに特別の施設若しくは設備を設け、又はゆめドームの施設若しくは設備に変更を加えたときについて重用する。

(利用者の遵守義務)

第9条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

一 入場人員は収容定数を超えないこと。

二 火災及び盗難の防止に努めること。

2 利用者は、ゆめドームに入場した者に、次に掲げる事項を守らせなければならない。

一 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

二 場内を不潔にしないこと。

三 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

四 所定の場所以外に立ち入らないこと。

(入場の制限)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

一 めいてい者他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者。

二 管理上必要な指示に従わない者。

(宣伝行為等の許可)

第11条 ゆめドーム内において次に掲げる行為をしようとする者は、三重県立ゆめドームうえの行為許可申請書(様式第9号)を管理者に提出し、管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を宣伝販売し、頒布すること。
- 二 広告物を掲示すること。
- 三 機材、生花、飲食物等を持ち込むこと。
- 四 特別警備を必要とすること。
- 五 各種撮影を行うこと。

(利用許可に付す条件)

第12条 条例第14条第3項に規定する「ゆめドームの管理上必要があると認めるとき」に条例第14条第1項の許可に付す条件は次の各号のとおりとする。

- 一 販売等の営利行為を行う場合は、販売の内容、方法等がわかる書類（計画書、折り込みチラシ等）を提出しなければならない。
- 二 前号の場合において、初めて施設を利用する販売事業者等は、販売事業者等の経歴書及び法人登記簿謄本の写し（法人の場合に限る。）を提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 利用者の責めに帰さない事由によりゆめドームの施設等を利用できない場合は、全額還付するものとする。
- 二 正当な理由により、利用予定日の30日前までに申込を取り消したときは、全額還付するものとし、同様に20日前までに取り消した場合は利用料金の半額を還付するものとする。ただし、還付額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、三重県立ゆめドームうえの利用料金還付申請書（様式第10号）を管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第14条 災害等で、ゆめドームが利用されたときは利用料金を免除する。

(職員の立入り)

第15条 管理者は、ゆめドームの管理上必要があると認めるときは利用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(標準処理期間)

第16条 三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）の規定に基づき、申請及び不利益処分に対する標準処理期間を次のとおり定める。

	種 類	審査基準又は処分基準	標準処理期間
申 請	利用の許可	条例第14条第2項	20日
申 請	許可事項の変更	条例第14条第2項 本要領第5条第2項	20日
申 請	施設等の変更の許可	本要領第7条	20日
申 請	宣伝行為等の許可	本要領第11条	20日
不利益処分	利用の制限等	条例第17条	20日
不利益処分	入場の制限	本要領第10条	20日

様式第1号 (第2条関係)

三重県立ゆめドームうえの使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所
氏名又は団体名及び代表者名
電話番号

三重県立ゆめドームうえの条例第14条第1項の規定により利用の許可を受けたいので下記のとおり申請します。

記

利用予定期間及び利用予定時間	年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分まで	利用 者別	児童生徒等 一般		
準備 時間	年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分まで	撤去 時間	年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分まで		
利用 目的	行事の 名称				
利用責 任者名	入場予定 者数	入場料 等	有 ・ 無		
利用施設名	金額	利用 設備名	利用 期間	単価	金額
第一競技場 第二競技場 会議室 (第1, 第2, 第3, 第4)	※ 円			※ 円	※ 円
計		計			

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号（第2条関係）

三重県立ゆめドームうえの軽運動室使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所

氏名又は団体名及び代表者名

電話番号

三重県立ゆめドームうえの条例第14条第1項の規定により利用許可を受けたいので
下記のとおり申請します。

記

利用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用目的	
行事の名称	
利用予定者数	名 (内高校生以下 名、その他 名)
利用責任者	氏名 連絡先
区分	<input type="checkbox"/> 貸し切り <input type="checkbox"/> 団体使用 <input type="checkbox"/> 個人使用
利用料	円 (高校生以下 名・その他 名)
備考	・時間 : ~ : ・利用

様式第3号 (第2条関係)

三重県立ゆめドームうえのトレーニング室利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所
氏名

三重県立ゆめドームうえの条例第14条第1項の規定により利用許可を受けたいので
下記のとおり申請します。

記

利用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで			
利用者	終了証No.	氏名	終了証No.	氏名
利用料	円 (高校生以下 名・その他 名)			
備考	・時間 : ~ : ・利用			

様式第4号（第3条関係）

三重県立ゆめドームうえの利用許可書

年 月 日

(申請者) 様

指定管理者 ㊟

年 月 日付けで申請のあった三重県立ゆめドームうえのの利用を許可
します。

記

利用施設	
利用設備	
利用日時	年 月 日 ~ 年 月 日
利用料	

- 備考 1 三重県立ゆめドームうえのを利用するため準備及び使用を終了したときの原
状回復は、利用者が行わなければならない。
- 2 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 3 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- 4 入場人員は、収容定数を超えないこと。
- 5 火災及び盗難の防止に努めること。
- 6 騒音を発生し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 7 使用者の故意又は過失により、備品等破損又は亡失したときは、その修理又
は補充に要する費用を負担すること。

様式第5号 (第3条関係)

三重県立ゆめドームうえのトレーニング室利用券

No.

No.

使用券控

トレーニング室

トレーニング室利用券

(午前・午後・夜間)

一般 円

年 月 日

注 意

- 1 本券は、発行当日限り有効です。
- 2 本券紛失の場合は、改めて利用料金をいただきます。

様式第6号（第5条関係）

三重県立ゆめドームうえの利用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所

氏名又は団体名及び代表者名

電話番号

三重県立ゆめドームうえのの利用に関する要領第5条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

	変 更 前				変 更 後			
変更しようとする時間	年 月 日（曜日） 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで				年 月 日（曜日） 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで			
変更しようとする施設等	施設等の名称	利用時間	単 価	金 額	施設等の名称	利用時間	単 価	金 額
			※ 円	※ 円			※ 円	※ 円
	計				計			
変更の理由								

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

様式第7号 (第6条関係)

三重県立ゆめドームうへの利用取消届

年 月 日

指定管理者 様

住所

氏名又は団体名及び代表者名

電話番号

三重県立ゆめドームうへの利用に関する要領第6条の規定により利用の取消しをしたいので、許可書を添えて届け出ます。

記

取り消したい 利用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消理由	

様式第8号（第7条関係）

三重県立ゆめドームうえの利用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所

氏名又は団体名及び代表者名

電話番号

三重県立ゆめドームうえのの利用に関する要領第7条の規定により変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

変更しようとする施設等	施設等の名称	利用時間	単価	金額
			※ 円	※ 円
	計			
変更の内容				
変更の理由				

備考1 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 10 号 (第 13 条関係)

三重県立ゆめドームうえの利用料金還付申請書

年 月 日

指定管理者 様

団体名
申請者 住 所
氏 名
電 話

印

次のとおり利用料金の還付を受けたいので申請します。

団 体 名			
利 用 場 所			
還 付 申 請 の 理 由			
納 付 済 額	円		円

上記申請について調査したところ事実と相違ないので、金 円を申請者に還付してよろしいかお伺いします。

年 月 日

担当者氏名

印

様式第8号 (第7条関係)

三重県立ゆめドームうえの行為許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所

氏名又は団体名及び代表者名

電話番号

三重県立ゆめドームうえのの利用に関する要領 11 条の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 日 時 年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分から

年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分まで

2 場 所

平面図

(別紙)

3 行 為

看板掲示・物品販売・飲食物・機材持込・特別警備

各種撮影・生花持込・その他 ()

4 行為の詳細 (種類・大きさ・数量等)

仕 様

5 責 任 者

6 備 考